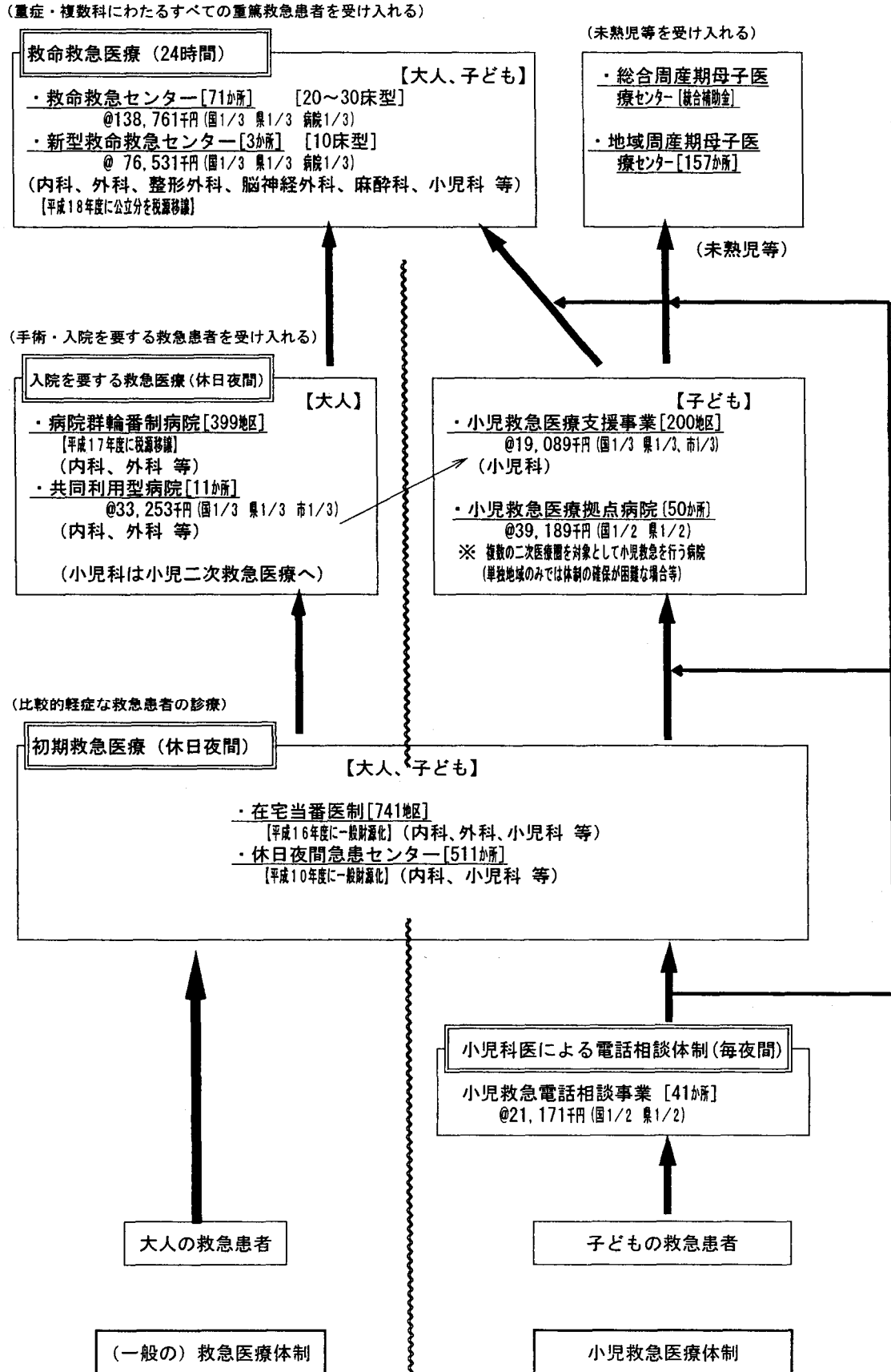


8. 救急医療体系図



※上記数字については、平成18年度予定額の数字である。

9. 入院を要する小児救急医療体制等の取組状況

(平成17年9月1日現在)

	入院医療を要する(二次)医療圏数	小児救急医療圏数	国庫補助事業整備地区						県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	整備済地区	小児救急電話相談事業整備状況(平成17年度中の実施予定を含む)
			小児救急医療支援事業			小児救急医療拠点病院						
			16年度以前より実施	17年度に実施	計	16年度以前より実施	17年度に実施	計				
1 北海道	21	21	2 (2)		2 (2)	11 (4)	2 (1)	13 (5)			15	○
2 青森	6	6		1 (1)	1 (1)						1	
3 岩手	9	9	1 (1)		1 (1)						1	△
4 宮城	10	10	1 (1)		1 (1)						1	△
5 秋田	8	8	2 (2)		2 (2)						2	
6 山形	4	7	1 (1)		1 (1)						1	
7 福島	7	8	1 (1)		1 (1)			1			2	
8 茨城	9	12	2 (2)		2 (2)	4 (1)	2 (1)	6 (2)	3		11	○
9 栃木	5	10	1 (1)	1 (1)	2 (2)				1		3	△
10 群馬	10	5	4 (4)		4 (4)						4	○
11 埼玉	9	16	13 (13)		13 (13)		2 (2)	2 (2)			15	
12 千葉	9	15	4 (4)		4 (4)	6 (3)		6 (3)	1	1	12	○
13 東京	13	13	12 (12)		12 (12)						12	○
14 神奈川	11	14	12 (12)		12 (12)	2 (1)		2 (1)			14	○
15 新潟	13	13								2	2	○
16 富山	4	4	1 (1)		1 (1)					2	3	
17 石川	4	5								1	1	○
18 福井	4	2	2 (2)		2 (2)						2	○
19 山梨	8	3	1 (1)	1 (1)	2 (2)						2	
20 長野	10	10								1	1	
21 岐阜	5	5					3 (2)	3 (2)			3	○
22 静岡	8	12	8 (8)	3 (3)	11 (11)						11	
23 愛知	11	12	2 (2)		2 (2)						2	○
24 三重	4	11		2 (2)	2 (2)				5		7	△
25 滋賀	7	7	5 (5)	1 (1)	6 (6)						6	○
26 京都	6	6								1	1	○
27 大阪	8	11	11 (11)		11 (11)						11	○
28 兵庫	10	10	10 (10)		10 (10)		(1)	(1)			10	○
29 奈良	5	2	2 (2)		2 (2)						2	○
30 和歌山	7	7	3 (3)		3 (3)						3	○
31 鳥取	3	3	2 (2)		2 (2)				1		3	
32 島根	7	7							2		2	
33 岡山	5	6	2 (2)		2 (2)					1	3	○
34 広島	7	14	2 (2)	1 (1)	3 (3)	8 (3)		8 (3)		1	12	○
35 山口	9	9	1 (1)		1 (1)	4 (2)		4 (2)	1		6	○
36 徳島	6	3	2 (2)		2 (2)	1 (1)		1 (1)			3	
37 香川	5	5	3 (3)		3 (3)				1	1	5	○
38 愛媛	6	6	2 (2)		2 (2)						2	
39 高知	4	4	1 (1)		1 (1)						1	
40 福岡	13	15	1 (1)		1 (1)					5	6	○
41 佐賀	5	5								4	4	○
42 長崎	9	9	1 (1)		1 (1)				1		2	
43 熊本	11	11				6 (3)		6 (3)			6	○
44 大分	10	10	3 (3)		3 (3)		3 (1)	3 (1)		1	7	○
45 宮崎	7	7										○
46 鹿児島	12	13				4 (1)		4 (1)	2		6	
47 沖縄	5	6	5 (5)		5 (5)						5	
計	369	407	126 (126)	10 (10)	136 (136)	46 (19)	12 (8)	58 (27)	19	21	234	30

※ 小児救急医療支援事業の左数字は地区数、右()数字は事業数である。
 ※ 小児救急医療拠点病院の左数字は地区数、右()数字はか所数である。
 ※ 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は17年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、「小児救急医療支援事業」と「小児救急医療拠点病院」の重複地区については、「小児救急医療拠点病院」の重複地区を除く。また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助
 ※ 小児救急電話相談事業の「○」は国庫補助による整備、「△」は看護師等により整備しているか所である。

10. 小児救急医療に関する取組について

[17年度予算額] [18年度予定額]
1,984百万円 → 2,588百万円

○小児救急医療体制の整備

1,930百万円

- ① 小児救急医療支援事業（平成11年度～） 965百万円
二次医療圏内の小児科を標榜する病院において実施する当番制等休日・夜間の体制を充実する。
（地区数） 200地区
- ② 小児救急医療拠点病院運営事業（平成14年度～） 872百万円
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、広域（原則複数の二次医療圏）を対象にした小児救急医療拠点病院の充実を図る。
（地区数） 100地区（50施設）
- ③ 小児救急専門病床確保事業（新規） 93百万円
既存の救命救急センターに小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者を受け入れる体制を整備充実する。
（カ所数） 10カ所
- ④ 小児救急専門病床施設・設備整備事業（新規）
救命救急センターにおける小児専門集中治療室の施設及び専用の医療機器の整備を行う。（医療提供体制推進事業補助金及び医療提供体制整備交付金の事項の追加）
（カ所数） 10カ所

○小児救急医療体制の充実

658百万円

- ① 小児救急医療啓発事業（新規） 89百万円
乳幼児の保護者に対して、小児の急病時の対応方法等についての講習会を実施するとともに、小児の急病時における対応ガイドブックを作成・配布する。
- ② 小児救急電話相談事業（平成16年度～） 434百万円
地域の小児科医により夜間における小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備し、地域の小児救急医療体制の補強を推進する。（全国同一短縮番号（#8000）で実施することにより、どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられる。）
- ③ 小児救急地域医師研修事業（平成16年度～） 54百万円
地域の内科医等を対象に小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。
- ④ 小児救急医師確保等調整事業（平成17年度～） 81百万円
都道府県において小児救急医師を確保するための協議会を設置し、離・退職小児科医師の発掘、再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を図る。
- ⑤ 小児救急遠隔医療設備整備事業（平成16年度～）
ITを活用し、小児救急患者の肉眼的映像、病理画像、X線画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受けるための設備整備。（医療提供体制推進事業補助金の事項）